

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 道路の区域を変更する件 三五
- 公告
○ 随意契約の相手方を決定した件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の申請があつた件二件 三七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三七
- 福島海区漁業調整委員会
○ いかつり漁業について指示する件 三七

告 示

福島県告示第三百四十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年五月二十四日から二週間一般の縦覧
 に供する。

平成二十八年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|-------------------------------|-------------|-----------------|---------------|
| 一般国道 二八九号 | 南会津郡南会津町下山 字田中九八番一地先か ら | 変更前 | 七・四〇 二〇・四 | 一、四〇五・九 |

公 告

同 郡同 町片貝
字中川原六一六番二地
先まで

変更後

九・八〇
二〇・四

一、四〇五・九

(道路計画課)

公告第119号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成28年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年 5月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,381,623円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(市町村行政課)

公告第百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人野馬追の里パークゴルフ
- 三 代表者の氏名
鈴木 芳富
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区北町三百五十番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、パークゴルフの普及啓発を通じ、市民の福祉の増進と観光及びスポーツの振興に関する事業を行い、活力に満ちた南相馬市の地域づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワンニャンレスキュー
- 三 代表者の氏名
鈴木 省一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市鹿島区川子字内田三十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に関する事業、動物の避妊及び去勢についての普及啓発に関する事業、飼育放棄された動物の保護及び引き取り先の募集に関する事業等を行い、人と動物が共生できる豊かな地域社会の形成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年五月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
岩瀬土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 増子 道夫

同 矢部 通雄

同 矢吹 勝弥

同 川田 保秀

同 石崎 富士男

同 坂本 兼一

同 吉田 一

同 深谷 友巳

同 添田 良夫

同 矢部 喜一

同 山本 秀男

同 泉田 昌也

同 相樂 弘幸

同 相樂 健雄

同 深谷 利雄

同 本田 正志

同 佐藤 勉

同 大塚 良美

同 渡邊 久吉

同 赤塚 三郎

同 中山 晴美

同 小針 武夫

同 岡部 正一

就任した役員

役別 氏名

理事 増子 道夫

同 善方 春夫

同 矢吹 一男

同 関根 義一

住所

須賀川市守屋字町一八番地

同 市守屋字里一一番地

同 市守屋字前田二番地

同 市今泉字町内三五六番地一

同 市今泉字町内一八〇番地

同 市今泉字梅田八三番地

同 市柱田字長井九番地

同 市柱田字弥六内一番地

同 市柱田字横耕地三二番地

同 市梅田字八升蒔二五番地

同 市梅田字岩瀬二六番地

同 市滝字滝原四番地

同 市大久保字西町三五番地

同 市大久保字蛇田五番地一

同 市大久保字下滑沢一七七番地

同 市矢沢字旗門場四七番地

同 市矢沢字登之内七八番地

同 市北横田字杉之内一一六番地

同 市畑田字古内一二八番地

同 市深渡戸字江持九二番地

同 市今泉字町内一五〇番地

同 市畑田字橋本七五番地

同 市深渡戸字竹之内二二番地

住所

須賀川市守屋字町一八番地

同 市守屋字里五四番地

同 市守屋字前田三番地一

同 市今泉字梅田八七番地

| | | |
|---|-------|-----------------|
| 同 | 深澤 昭美 | 市今泉字町内三一一番地 |
| 同 | 矢吹 正則 | 市今泉字町内一九〇番地 |
| 同 | 野崎 清光 | 市柱田字下山一四番地 |
| 同 | 國分 忠 | 市柱田字弥六内一六番地 |
| 同 | 熊田 利英 | 市柱田字柿ノ木田一番地一 |
| 同 | 橋本 正利 | 市梅田字西畑二五番地 |
| 同 | 矢部 邦博 | 市梅田字岩瀬七三番地 |
| 同 | 善方 富雄 | 市滝字八升蒔六八番地 |
| 同 | 瀨尾 富之 | 市大久保字宿一三七番地 |
| 同 | 相樂 健雄 | 市大久保字蛇田五番地一 |
| 同 | 深谷 勝彦 | 市大久保字下滑沢一七七番地三〇 |
| 同 | 本田 正志 | 市矢沢字旗門場四七番地 |
| 同 | 森合 茂夫 | 市矢沢字木曾三番地一 |
| 同 | 上妻 清 | 市北横田字杉之内四五番地 |
| 同 | 渡邊 久吉 | 市畑田字古内一二八番地 |
| 同 | 菅井 忠男 | 市深渡戸字下四八番地 |
| 同 | 戸島 久勝 | 市柱田字中地九番地 |
| 同 | 矢部 健 | 市梅田字岩瀬一九番地 |
| 同 | 瀨尾 壽明 | 市大久保字北ノ内一八二番地 |

(農村計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年五月二十四日

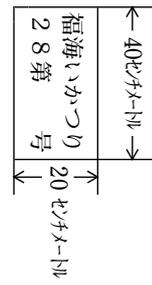
福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
承認の対象漁船は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、平成二十八年六月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件

1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十八年六月一日から平成二十九年五月三十一日までとする。